

1 学校規定

- A 本校は研修プログラムや教育課程を自由に変更できる権利を有します。変更の際は原則として1週間前までに告知が行われますが、状況に応じてはその限りではありません。
- B 本校は学校の規則を変更・追加する権利を有します。
- C 本校は学校規定に違反した受講者を規定に従い処罰を与える権限を有します。
- D 授業、研修期間等、受講者と本校との間で結ばれた契約事項の第三者への譲渡はいかなる場合でも認められません。
- E 校内、校外に関わらず、自身の行動には受講者本人が責任を持ち、事件、事故、新型コロナウイルスを含む感染症などにより健康被害、経済的損失を被った場合でも当校は一切の責任を負いません。それにより受けられない授業や滞在費についての補償や返金等はありません。

2 就学規定

A 授業規定

- A-1 教室部分はEnglish Only Policy(英語のみを話す規定)が推奨されています。
- A-2 授業は月曜日から金曜日に提供され、通常は土曜日と日曜日には授業は提供されません。
- A-3 授業時間は50分です。

月曜日～金曜日		
時間		授業
8:00	8:50	1st Period
9:00	9:50	2nd Period
10:00	10:50	3rd Period
11:00	11:50	4th Period
12:00	12:50	5th Period
13:00	13:50	6th Period
14:00	14:50	7th Period
15:00	15:50	8th Period
16:00	16:50	9th Period
17:00	17:50	10th Period

- A-4 土曜日、日曜日以外の休校日はフィリピンの祝祭日に準じ、原則祝祭日は休校となります。
- A-5 祝日の授業提供の有無は本校の年間授業計画表に従います。特別授業が開催される場合は通常授業ではなく、特別グループ授業が編成され、これは最大8コマの大グループ授業を基本とします。
- A-6 講師の欠席等によりその講師の授業を提供できない場合、他の講師が代替授業を行います。ただし代替講師の配置が困難で授業開始時間より10分以上経過した場合、授業は休講とし、後日補講を提供致します。
- A-7 体調不良等、授業の欠席を希望する学生は授業前にオンライン欠席届を送信してください。
- A-8 新型コロナウイルスなどの感染症の発生により、対面授業の実施が難しい場合、オンラインでの授業提供になる場合もあります。
- B **プログレステスト**
 - B-1 入学テストから4週ごとにプログレステストが行われます。
 - B-2 プログレステストの該当週の月曜日にお知らせが送られますので、お知らせの指示に従ってテストを受験してください。
 - B-3 テストの指定期間内に受験していない場合は、次の4週間はプログレステストを受けられませんのでご注意ください。
 - B-4 自身のレベル、向上具合を測るためにも、全ての受講者はプログレステストを受ける事をお勧め致します。(該当者のみ)
- C **ファイナルテスト**
 - C-1 ファイナルテストは3週間以上登録の方から受験可能です。(1-2週の短期の方にファイナルテストは提供されません。)
 - C-2 最終週の月曜日にお知らせが送られますので、お知らせの指示に従ってテストを受験してください。
 - C-3 期間内に自身の過失でテストが受けられなかった場合の再受験は行われません。
- D **オプションナルレッスン**
 - D-1 レッスン時間: 25分
 - D-2 オプションナルレッスンは無料ですが、前週金曜日4:00p.m.までにオンライン登録が必要です。(新入生は登録時に申請)
 - D-3 オプションナルレッスンは出席率の対象ではありません。
- E **講師、クラス、科目変更**
 - E-1 変更を希望する週の前週水曜日8:00 a.m. ~ 火曜日4 p.m.の指定時間内にオンラインで申請を出して下さい。申請後の水曜日にコンサルテーションを通して変更が確定します。コンサルテーションの時間はマイページのお知らせ及び登録したEmailに送られますので、各自把握して参加してください。
 - E-2 リクエストが重なった場合、原則として先に申請した学生が優先されます。その際は申請フォーム送信時間が基準になります。
 - E-3 講師及び授業の変更は、翌週月曜日より反映されます。但し全てのリクエスト及び希望に沿えるかどうかは保証されません。
 - E-4 講師及び授業の変更の可否は学校の決定し、全ての変更リクエストが受理されるわけではありません。
 - E-5 講師変更後は4週間その講師の変更は不可となります。
- F **授業追加及び授業キャンセル**
 - F-1 マンツーマン及びグループ授業は有料で追加が可能です。
 - F-2 授業追加及びキャンセルの申請はオンライン申請を送信する事で可能です。
 - F-3 追加及びキャンセル後のスケジュール変更は翌週月曜日から反映されます。
 - F-4 授業追加において講師及び科目のリクエストがない場合には、任意となります。
 - F-5 講師及び教室に空きがない場合、追加申請は受け付けられない事もございます。
 - F-6 授業追加の申請を頂いたとしても期限までにお支払いがない場合は、申請はキャンセルとなります。

F-7 各授業追加費用は、以下の表の通りです。(2024年1月以降)

授業		料金			備考
		期間	USD	PHP	
マンツーマン	平日 (月～金)	1週	\$60	₱3,000	追加授業については、原則時間指定はできません。
		2週	\$120	₱6,000	
		3週	\$180	₱9,000	
		4週	\$240	₱12,000	
	土&日&祝日	1クラス	\$30	₱1,500	
グループ	平日 (月～金)	1週	\$30	₱1,500	
		2週	\$60	₱3,000	
		3週	\$90	₱4,500	
		4週	\$120	₱6,000	
	土&日&祝日		N/A		

F-8 お支払いは基本的に、フィリピンペソ又は米ドルとなります。ペソ以外でお支払いの場合、お釣りはフィリピンペソとなります。

F-9 費用は事前予告なしに変更される事があります。

F-10 すでに支払いが済み、授業開始している追加授業の中途キャンセルに関しては返金は一切ございません。

3 寮規定

- A 寮の部屋割りは本校が自由に決定できる権利を有します。全ての寮生は状況によりお部屋を移動頂く場合がございます。
- B 学校の許可なく任意で部屋を移動する事は禁じられています。無断での部屋移動は警告対象となり、場合によっては退学処分とします。
 - B-1 医師の診断により隔離が必要とされる場合は、別室への移動が可能であるが、部屋タイプの違いによる差額の支払いが必要です。
 - B-2 部屋移動を申し出たものが部屋を移動し、他者を移動させてほしいという申し出には原則的に応じません。
- C 異性の部屋への立ち入りは厳しく禁止されています。立ち入りが発覚した場合は即刻退学になります。
- D 部屋内及び学内で個人の所有物の盗難及び紛失が発生した場合、本校は一切の責任を負いません。
*貴重品は本校でも無料で保管可能です。但し原則として現金及びクレジットカードに限りです。パスポートに関しては原則卒業時まで学校で保管いたします。
- E 寮・部屋内に備え付けのない生活用品は自己負担となります。
- F 各部屋備え付けの設備・備品について学生は学校の許可なく移動・廃棄することは出来ません。破損等が発生した場合、同等の賠償請求を致します。
- G 退寮後にお部屋に残されているものは、全て廃棄物とみなし処分致します。後日のお問い合わせに関しては対応できかねます。
- H 本校はマネージャーの判断に基づき、各部屋(学生寮)に許可なく立ち入る権限を有します。
- I 22時以降は就寝時間です。22時以降は共用スペース・各部屋で騒音等を出し、他学生の迷惑となる行為は禁止されています。違反時には警告処置となります。
- J ドリアン等臭いの強い果物等の学校・寮の持ち込みは厳禁です。(警告対象)
- K 火事の危険性があるため、寮内での炊事や火災の元となる器具の使用は一切厳禁と致します。(蚊取り線香禁止)(発覚時退学処置)
- L 部外者の学内、寮内の立ち入りは一切禁止されています。許可なく招き入れた場合、警告措置となり、場合によっては即刻退学処分とします。(学校の裁量)

4 喫煙・飲酒規定

- A 寮及び学校内は喫煙スペースを除き全て禁煙です。電子タバコ、Vape、IQOSを含め、喫煙時は喫煙スペースをご利用ください。喫煙スペース以外での喫煙が発覚した場合は、警告が与えられ、場合によっては退学になります。
- B 学内及び寮内での飲酒は禁止されています。
- C 学内及び寮内での飲酒および酒類の持ち込みは禁止されています。持ち込みおよび飲酒が発覚した場合は、退学を含めて警告と罰則が発行されます。
- D 未成年者の喫煙及び飲酒は固く禁止致します。発覚時には即刻強制退学となります。

5 インターネット利用規定

- A インターネットは学内及び寮内で使用可能です。
- B フィリピンのネット回線事情により、通信の途切れや速度低下が頻繁に発生する恐れがあります。場合によっては、復旧まで数日かかる場合もあります。また、利用状況に関する補償はございません。何卒ご了承下さい。
- C インターネット利用の際はWiFiのパスワードをオフィスにて受け取って下さい。このパスワードは30日間有効です。1ヶ月で使用可能なのは10Gとなります。1ヶ月の使用量が10Gを超える場合、パスワードは無効になり、新たなパスワードが必要な場合は、追加費用200ペソが必要です。

6 食事規定

A 食事時間

	朝食	昼食	夕食
平日	7:00 - 9:00	11:30 - 13:00	17:30 - 19:00
土日&祝日	8:00 - 9:00	12:00-13:00	18:00 - 19:00

食堂運営時間は状況によって予告なしに変更になることがあります。

- B 食事はダイニングにて提供されます。
- C 食堂の食器類の持ち出しは一切厳禁です。持ち出し発覚時には警告が与えられます。
- D 箸やスプーン、フォーク、コップは提供していませんので、自身のものをご持参ください。
- E 教室内での食事は一切禁止されています。(飲み物は可)

7 清掃・洗濯規定

- A 寮の清掃は1週間に1回行われます。
- B ゴミの回収:原則毎日ゴミの回収を行います。

本館&別館	3階(別館含む)	4階(別館含む)	5階	6階	7階
	木曜日	水曜日	月曜日	火曜日	金曜日

- C 洗濯物は袋等に入れて、指定された日にご自身でランドリールームにお持ち下さい。ただしお持ちになられた袋は原則返却をしないので、必要であれば洗濯物引き渡し時に回収してください。

* ハウスキーパーはランドリーの回収、返却は行いません。

D 無料での洗濯サービス利用は一人当たり1週間最大9キロまでです。9キロを超える洗濯物に関しては、追加費用100ペソ/キロが必要です。

<ランドリー指定日>

受付日時	預け入れ		受け取り	
	4&6&7階	月・木	8:00a.m - 12:00 p.m.	水・土
3&5階	火・金	木・月		
受付場所	ランドリーエリア			

E 当校は洗濯による変色・型崩れ、破れなどの問題に対して一切責任を負いません。高価な服、ドライクリーニングが必要な服・色移りしやすいものはご自身で判断の上、手洗いもしくは外部のクリーニング店に出すなどしてください。

F 洗濯を依頼する際は、事務所に備え付けの"Laundry Application Form"に必要事項を英語で記入し、洗濯物と一緒にそれぞれ指定日時にランドリールームにお持ち下さい。

G ランドリーは通常出した翌日に返却となりますが、天候やランドリー会社の都合によっては数日かかることもございます。何卒ご理解ください。洗濯物返却の遅れによる損害や不利益などについて当校は補償いたしませんので、余裕を持って出してください。

8 プール

A プール利用

A-1 利用時間

月～金	4:00p.m. - 9:00p.m.
土日祝日	9:00a.m. - 8:00p.m.

※プールの利用時間は現地事情により予告なしに変更になる場合があります。

A-2 利用時間外はプールの使用はできません。利用時間外でプールを使用した場合は、警告が与えられます。またそれにより損害が生じた場合は弁償していただきます。

A-3 プール利用時は水着を着用してください。水着以外の服装での利用はできません。(Tシャツや短パンなどの着用はできません)

A-4 プールは正しく使い、危険行為やほかの利用者や学生の迷惑になる行為はつしんでください。

A-5 危険行為、迷惑行為と判断される場合は、スタッフが注意することもあります。指示に従わない場合、警告が与えられ、場合によっては退学となります。

A-6 14歳以下の未成年者は成人の付き添いなしにプールを利用することはできません。

9 自習室

A グループクラスルームの指定エリアは放課後は自習室となります。

B 利用時間: 5:00 p.m. ~ 11:00 p.m.

C 自習室での騒音騒乱や、他の迷惑になる行為と判断される行為を行った場合、警告が与えられることがあります。

10 キッズルーム

A 本館2階

B 利用可能日時: 月曜日～金曜日 8:00-17:00 (昼食休憩: 12:00-13:00)

C 5歳～10歳のお子様は単独での利用が可能です。5歳以下のお子様には親御様の付き添いが必要です。

D お子様の年齢に関わらず、利用前には保護者の方が免責同意書に署名する必要があります。

11 ジム利用

A 利用時間: 月曜日～日曜日 7:00～23:00

B ジムではジム用の運動靴を履いてください。

C ジム内では利用規約に従ってください。

12 外出・訪問規定

A 門限及び外出について

A-1 外出時はガードにGate Out Passをお渡し下さい。帰寮時にはガードからGate Out Passをお受け取り下さい。

A-2 外出からの帰りは、11:00p.m.を推奨しています。外国であることを常に意識し、節度をもって行動しましょう。

A-3 未成年者(18歳以下)および高校生以下(高校生含む)の学生は平日(月曜日～金曜日)の外出が禁止されています。土曜日、日曜日、祝日は20歳以上の成人が保護者として同伴し、関係書類を記入提出した場合のみ外出が可能です。なお、外出時の門限は20時です。

A-4 *いかなる場合でも18歳未満(高校生含)の学生の単独での外出、18歳未満(高校生含)の学生同士のみでの外出は認められておりません。

*夜20時以降、18歳未満の学生と同行している場合、その全ての学生に警告が与えられます。

講師との外出は事前に“外出許可”の提出が必要です。外出を希望する日の前日の17:00までに提出してください。外出許可の提出が無く講師との外出が発覚した場合、講師・学生共に警告が与えられます。なお、異性の1対1での外出は認められません。

B 旅行および外泊規定

B-1 **宿泊、日帰り問わず、原則、メトロセブ(セブ市、マングラウェエ市、ラブラブ市)外へ行く際には、外出前までにTravel/Stay out application formに詳細を記入し、申請してください。**

B-2 外泊をする場合は、宿泊先が決まっていることを原則とします。Travel/Stay out application formを記入する際に、宿泊先の住所と連絡先を明記してください。

B-3 未成年者の外泊は一切認められておりません。(親子留学の場合は、親御さんが一緒に行く場合のみ成人の規定に沿います)

C 訪問者

C-1 部外者の訪問は原則的に認められていません。

C-2 部外者を許可なくを学内及び寮に招き入れた場合、即刻退学処置とします。(即刻退学事項)

13 修了証

A 修了証はメールにて送られます。

B 授業の出席率90%以上で修了証が発行されます。以下の項目に該当する学生は修了証の授与がありません。

B-1 総授業日数の90%未満の出席率

B-2 3回以上警告を受けている学生

14 延長

- A 延長は1週間から週単位で可能です。ただし寮と学校の空き状況により、延長の申請が不可の場合もございます。延長費用は原則として申請後1週間以内となります。
- B 原則として延長は利用代理店を通して手続きが行われます。

15 保証金

内部寮ご滞在の方からは入学時にデポジットをお預かりしております。2,500ペソ、5,000円、50米ドルのいずれかが可能です。
 *各種施設への損害や罰金が無い限り、原則退寮時に全額返金致します。破損等がある場合には、デポジットから修理・弁償費を差し引いてお返しいたします。

16 水道光熱費

- A 初期費用で支払う電気水道代とは別途に、寮の各部屋の電気代は部屋の使用者が使用した分が請求されます。1キロワット当たりP20となります。
- B 電気代の支払いは、4週ごと、または卒業時になります。
- C 複数人部屋の場合は、ルームメイトと等しく折半となります。

17 各種サービス、入寮&退寮規定

- A <前泊、延泊費>基本チェックアウト日時は土曜日の12時となります。延泊および滞在の延長時は追加費用が発生します。費用は以下のようになります。

内部寮	1人部屋	₱2,500	ショートステイ 土曜日12:00-23:59	1人部屋	₱1,500
	2人部屋	₱2,250		2人部屋	₱1,000
	3人部屋	₱2,000		3人部屋	₱700
ホテル	1人部屋	₱3,000	※ショートステイは内部寮のみ可能です。ホテルの方は滞在時間の長短に関わらず原則1泊分の延泊費が発生します。		
	2人部屋	₱2,500			

※延泊、延長の可否はお部屋の空き状況によります。

- B <チェックイン&チェックアウト時間規定>

内部寮	チェックイン	日曜日	チェックアウト	土曜日12:00p.m.
ホテル		日曜日2:00p.m.以降		

- C <管理費>(短期)1週:3,000ペソ 2週:4,000ペソ、3週:5,000ペソ
(4週以降)1,500ペソ/週(4週:6,000ペソ、5週:7,500ペソ、6週:9,000ペソ)

- D <空港ピックアップ&お見送り> ※ピックアップ&お見送りサービス料金は一人当たりの料金です。

	ピックアップ	空港お見送り
日曜日	\$30 or ₱1,500	₱1,500(土曜日)
月曜日-土曜日	\$50 or ₱2,500	₱2,000(日曜日-金曜日)

※帰国時空港へのお見送りサービスは、車両の利用状況によってご利用いただけない場合もあります。

18 払い戻し規定

- A 入学後の研修取り消しについては、本校が発行する書面にて申請する必要があります。
- B 研修費用の払い戻しは、授業料と宿泊費のみが対象となり、その他の費用は対象外として払い戻しはありません。
- C 払い戻し規定
 - C-1 総研修期間25%以内の研修取り消しの場合、取り消し申請の翌週から修了予定日までの期間の費用の50%を払い戻し致します。
 - C-2 総研修期間26%~50%以内の研修取り消しの場合、取り消し申請の翌週から修了予定日までの期間の費用の20%を払い戻し致します。
 - C-3 総研修51%以上経過の研修取り消しの場合、払い戻しは一切致しません。
 - C-4 4週間以下の申込みの場合、残存期間を問わず払い戻しは、残存期間を問わず払い戻しは行われません。
- D 祝日やプログレステスト、ピザ関係の手続き、入院、通院などによって授業が行われない又は受けられない場合、これに対する補償・払い戻しは一切ありません。
- E 天災、職員の労使、紛争や現地政治状況、感染症の流行、行政より休業命令が出されている等、不可抗力により授業の提供が難しい場合、これに対する補償・払い戻しは一切ございません。
- F コース延長申込み時、入金後に延長申請取り消しを希望する場合、研修費(学費+宿泊費)から50%を払い戻し致します。
- G 強制退寮処分になった場合、いかなる理由でも払い戻しは一切ございません。
- H 第三者への研修期間の譲渡はできません。

19 罰金・弁償規定

- A 下記の事項においては罰金が発生致します。全ての罰金はデポジットから控除され、デポジット残高が足りない場合は不足分を請求致します。学校外での学生の行動により、本校に金銭的被害が発生した場合、被害額相当の賠償を請求する権利を本校は有します。また、暴力行為等にて請求が生じた場合も同じく被害に応じた損害賠償請求をできるものとします。

指定場所以外での喫煙	₱1,000	校内公共の場での騒音	₱500
カジノや性風俗店への出入り	₱1,000	ベッドシーツの汚れ	₱500
ルームキーの紛失	₱1,000	枕・枕カバーの汚れ	₱100
キャビネットの鍵の紛失	₱1,500	ベッドシーツの破損	₱1,000
学生ID、Gate Out Passの紛失	₱300/each	枕・枕カバーの破損	₱500

20 警告・退学処分規定

- A 下記規定の回数の警告を受けた際は強制退学処分となります。(払い戻し、保障一切なし)

週数	強制退学になる警告回数
1週~3週	2回
4週~8週	3回
9週~16週	4回
17週以上	5回

左記の警告回数に達した時点で退学処置となります。
 例)全4週の研修の場合、3回目の警告を与えられたと同時に強制退学処置となり、学校を退学頂きます。

B 以下の事項が発生した場合、警告が与えられます。

- B-1 禁煙区域での喫煙(警告+罰金1,000ペソ)
- B-2 学内及び寮内での飲酒(その場にいる学生全員に警告が与えられます。)
- B-3 許可なしでの講師やスタッフとの外出
- B-4 学校関係者に対する暴言・暴力・名誉毀損(状況に応じて退学処分)
- B-5 本校施設内における破壊行為ならびに本校に対する名誉毀損行為(状況に応じて退学処分)
- B-6 授業やほかの学生の勉強の妨害や迷惑行為
- B-7 本校の秩序を著しく乱す行為(状況に応じて退学処分)
- B-8 外出規定違反時
- B-9 Travel/Stay out申請において、故意に虚偽の申請をした場合
- B-10 *その他マネージャー判断で警告が発行される場合があります。

C 警告を受けた日から4週間以内に3回の警告が累積した場合は上記に限らず強制退学処分となります。(払い戻し、保障一切なし)

D 以下の事項が発生した場合、警告なしに強制退学処分となります。(払い戻し、保障一切なし)

- D-1 **異性階、異性の部屋への立ち入り(一步でも入室した場合は、いかなる理由に関わらず警告措置。状況に応じて退学処置)**
*例外:家族や夫婦で一緒にの部屋にご滞在の場合
- D-2 学校敷地内での異性と不適切な行為および同衾
- D-3 講師やスタッフと学生の交際
- D-4 講師やスタッフ、学生間のセクシャルハラスメント
- D-5 火器の使用
- D-6 カジノおよび風俗店の出入り
- D-7 麻薬、窃盗、暴行等フィリピンの法律に違反する行為一切
- D-8 本校施設内に本校関係者や本校学生以外の人物を、許可なしに招き入れた場合
- D-9 外出後16時間経過し、そこから24時間以内に連絡がつかない場合
- D-10 その他学校が退学処置が必要と判断する行為全般
- D-11 利用代理店や学校から提供された割引や代理店手数料等について他の学生に情報を提供する行為。入学前後で他の学生が受けた特典や料金と同じものを要求する行為
- D-12 発熱や新型コロナウイルスの疑いなどで隔離や診察、入院勧告に応じない場合
- D-13 隔離期間の無断外出

E 退学処分になった場合は、強制退学決定を受けてから24時間以内に鍵の返却・退寮となります。また、強制的に研修期間も終了となります。

F 警告もしくは退学処分を受けた場合、マネージャーの判断に基づき、家族への連絡(未成年者の場合は保護者)を行います。

G 退学処分になった場合、残りの週数に関わらず、当校からの返金・補償は一切ありません。

21 健康、衛生管理

A 医師より、隔離や休養が必要と診断された場合にはその指示に従います。指示に従わない場合には、強制退学の措置になる場合もあります。

B 隔離は原則ANNEX2の隔離エリアとなります。(本館に余裕がある場合は、本館になる場合もあります)

- B-1 隔離部屋は原則1人部屋となり、現在のルームタイプが違う場合は、その差額がチャージされます。
1人部屋:差額支払いなし
2人部屋:500ペソ/泊
3人部屋:800ペソ/泊
- B-2 定期的に検温を行い、担当スタッフに送信してください。
- B-3 食事は毎食お部屋に運ばれます。
- B-4 学生寮に隔離部屋の空きがない場合は、病院での入院や外部ホテルをお手配いただく必要があります。費用はご本人の負担となります。

22 その他

A 本館にはエレベーターが2基設置されていますが、滞在階によって使用できるエレベーターが違います。エレベーター利用時は自身の滞在する階に止まるエレベーターを使用し、他の階用のエレベーターは使わないでください。

B 合意書に署名することで、上記全ての規定を理解し、それに従うことに合意したものとします。